

令和8年度実施事業

愛川町提案型協働事業(住民提案型)

応募の手引き

～住民の力をまちづくり活かそう～

募集期間：令和7年8月1日（金）～8月29日（金）



愛 川 町

目 次

○ 協働って何だろう？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

○ 協働を進めるための留意点・・・・・・・・・・・・・・・・P 2

提案型協働事業（住民提案型）の制度内容と応募の方法

1 提案型協働事業（住民提案型）の概要・・・・・・・・P 3

2 提案から事業実施までの流れ・・・・・・・・P 4～5

3 提案できる団体の要件・・・・・・・・P6

4 対象となる事業・・・・・・・・P6

5 実施期間・・・・・・・・P7

6 提出期間・提出書類・・・・・・・・P 7

7 事業の協議・・・・・・・・P7

8 町の負担経費・・・・・・・・P8

9 審査及び決定・・・・・・・・P9

10 事業の実施及び実績報告・・・・・・・・P10

○ 提案型協働事業（住民提案型）に係る Q&A・・・・・・・・P 11～12

提出書類記載例

○ 提案書類記入のポイント・・・・・・・・P13～18

協働って何だろう？

協働とは

協働とは、町民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者・企業や市町村・県などが、公共の利益の増進を図るための共通の目的に向かって、役割や責任を分担し、対等な立場で連携・協力し、相乗効果を上げていくことを言います。

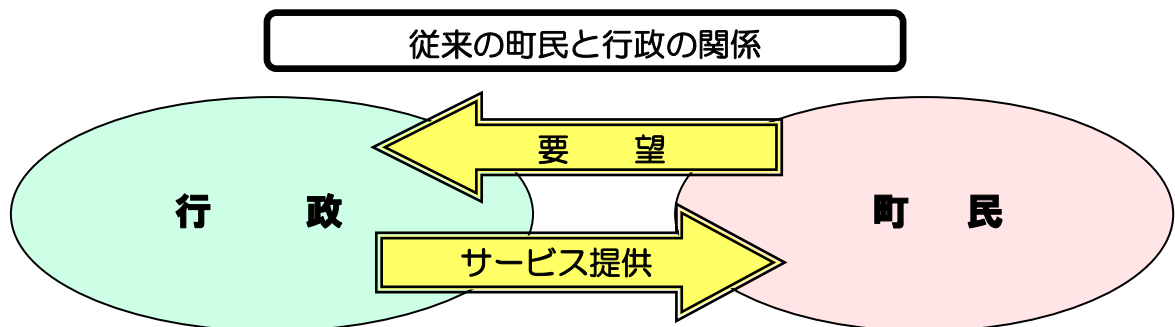
なぜ協働するのか

近年、少子高齢社会の到来、核家族化の進行など地域住民の価値観やライフスタイルの変化によって、地域が抱える課題や住民ニーズは、複雑化、多様化しています。

そのため、従来の行政による「公平」で「画一的」な公共サービスの提供方法では、様々な課題などに対して十分な対応ができないケースが増えています。

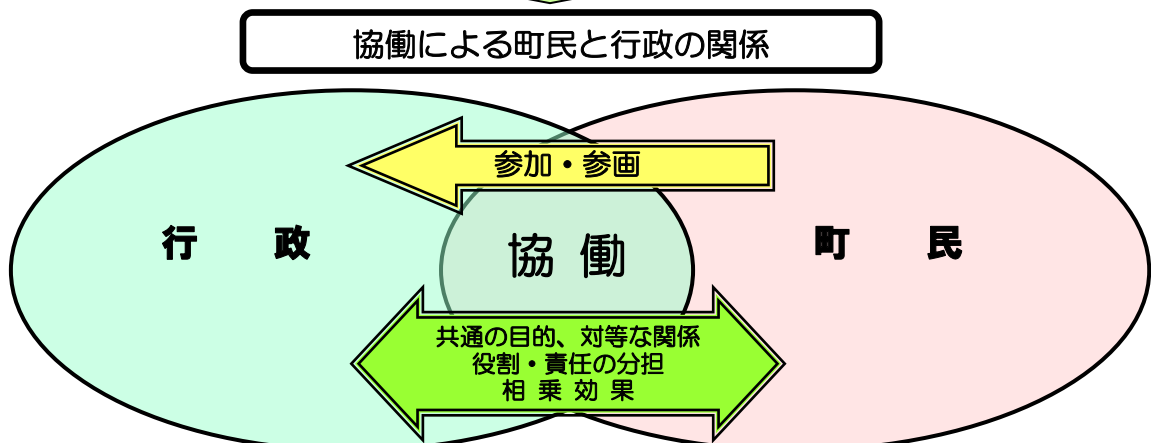
一方、住民の方々の社会参加意欲は、年々高まりを見せており、自治会やボランティア団体など住民活動団体の活動も活発化しています。

こうしたことから、本町では、「公共サービスは、行政が担うべきもの」という発想から脱却し、住民活動団体と町が「協働」して取り組む「提案型協働事業」のシステムを構築し、地域が抱える課題や住民ニーズに応える、きめ細やかで柔軟な対応や効果的で質の高いサービスの提供を目指しています。



①課題が複雑・多様化、②住民ニーズの多種多様化

- ・公平・画一的な行政サービスでは、十分な対応ができない
- ・住民の社会参加意欲の高揚
- ・住民活動団体の活動が活発化



きめ細やかで柔軟な対応、新しいサービス・有効な取り組みが可能に！

協働を進めるための留意点

協働とは、異なる主体が同じ目的に向かって協力して働くことですが、それぞれが異なる背景を有しているため、協働を進めるためには次のような点に留意する必要があります。

相互理解

行政と活動団体は、それぞれ立場や特性が異なるため、事業に対する考え方や相互のシステム、ルールなどに違いがあります。

まずは、両者の信頼関係を構築するためにコミュニケーションを図る機会を増やすなど、相互理解に努めることが必要です。

目的の共有と役割分担

協働事業は目的ではなく、課題を解決するための手段です。

事業を実施するうえでは、「何のために」、「誰のために」という目的意識を相互に共有することが重要となります。そして、活動団体と町との十分な協議を通じて、適切な責任分担や役割分担について確認することが必要です。

対等性の確保

地域の課題を解決していくためには、町と活動団体が日頃からより良い関係にあることが重要です。そのためには、一方が主体となって他方が従属するというような関係ではなく、お互いが対等の関係にあることを認識し、信頼と協力関係を築くことが必要です。

自主性・自立性の尊重

活動団体には、課題に対して弾力的に対応できるなどの長所がありますが、この長所を活かすためには、活動団体の自主性を尊重することが重要です。

また、町と活動団体がそれぞれの特性や立場を活かして、主体的に課題に取り組んでいくためには、相互依存に陥ることなく、両者が常に自立した存在であることを認識することが必要です。

相乗効果

町と活動団体には、それぞれが持つ経営資源や得意な分野があります。お互いが強みを活かすことにより、個別に取り組む以上の成果（相乗効果）が得られるような仕組みを作ることが必要です。

提案型協働事業（住民提案型）の制度内容と応募の方法

1 提案型協働事業（住民提案型）の概要

「提案型協働事業」には「住民提案型」と「行政提案型」の2種類あります。

今回募集する提案型協働事業（住民提案型）は、住民活動団体等が自らの問題意識のもと、地域の課題などについて町との協働により、課題の解決やより良いサービスの提供が可能となる事業を提案し、提案団体と事業担当課が提案内容の協議・調整等を行った上で、審査部会で選考された事業を実施するもので、協働によるまちづくりを推進するための主要な制度です。

《提案型協働事業（住民提案型）と提案型協働事業（行政提案型）との比較表》

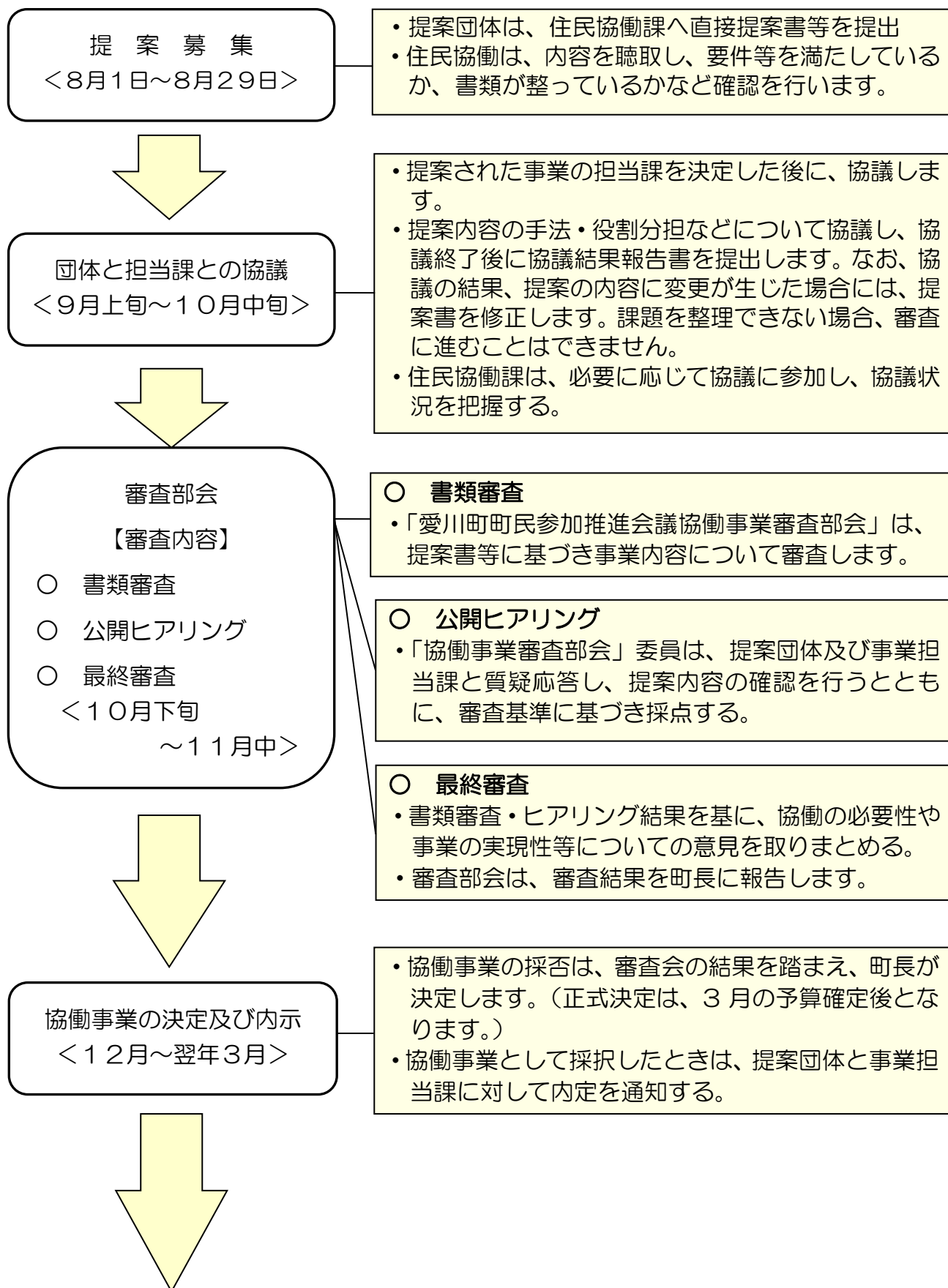
	住 民 提 案 型	行 政 提 案 型
制 度 の 区 分	協働の手法による制度	協働の手法による制度
制 度 の 目 的	より効果的な課題解決	より効果的な課題解決
役 割 分 担	協議に基づき役割（人、物、金、情報）を相互に分担	協議に基づき役割（人、物、金、情報）を相互に分担
事 業 内 容 の 協 議	協働事業に仕立てるため、事業担当課と協議を行う。	協働事業に仕立てるため、事業担当課と協議を行う。
成 果 と 責 任 の 所 在	活動団体と町が共有	活動団体と町が共有
事 業 を 企 画 す る 際 の 留 意 事 項	団体の特性を活かした、自由な発想による事業を企画して、町へ提案（※営利目的等、一部の事業は対象になりません）	町から公表された事業概要などを基に、事業を企画して、町へ提案（※営利目的等、一部の事業は対象になりません）

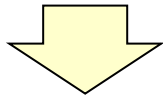
今回募集する提案型協働事業（住民提案型）は、皆さんの団体の持っている特性を地域の課題解消や、より良い公共サービスの提供に活かすために実施しています。

皆さんの事業提案をお待ちしています！



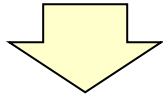
2 提案から事業実施までの流れ





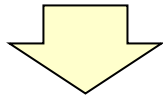
事業実施に向け役割分担の
再確認（協定書等作成準備）

- ・活動団体と事業担当課で内示を受けた事業における双方の役割分担の再確認など、協定書の内容について協議します。



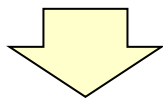
協定書締結・事業実施
＜令和8年4月～＞

- ・協定書を締結し事業着手します。
- ・事業着手後は、事業計画や協議書等に基づき、活動団体と事業担当課で協力・連携しながら円滑に事業を実施します。



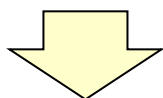
進捗状況調査
＜令和8年9月～10月＞

- ・住民協働課は、活動団体と事業担当課から事業の進捗状況について確認します。
- ・事業計画や協定書に従って実施できていない場合など、必要に応じて双方による意見交換等を実施する場合があります。



事業実績報告書の提出
＜令和9年3月末まで＞

- ・協働事業終了後、活動団体には、町長の定める期日までに、事業実績報告書を提出していただきます。



公開事業実績報告会
＜令和9年度中＞

- ・活動団体と事業担当課は、協働事業の内容や成果について、公開による報告会等で事業報告していただく場合があります。

事業の企画提案から令和8年度の事業実施までの
スケジュールは、こんな感じだよ。
ぜひ、申し込んでくださいね！



3 提案できる団体の要件

提案型協働事業（住民提案型）の事業企画を提案することができる団体は、次に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 町内に活動の拠点があること。
- (2) 3人以上の住民を含む5人以上の構成員で組織していること。
- (3) 組織の運営に関する会則等を定めていること。
- (4) 予算を有する団体にあっては、適切な会計処理が行われていること。

次のいずれかに該当する団体は、協働事業の提案をすることができません。

- (1) 宗教的な活動を目的とする団体
- (2) 政治的な活動を目的とする団体
- (3) 選挙活動を目的とする団体
- (4) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係があると認められる団体

4 対象となる事業

対象となる事業は、次に掲げる項目をすべて満たす必要があります。

- (1) 町内で実施される公益的な事業で、活動団体と町が協働して取り組むことで、地域や社会の課題の解決につながる事業
- (2) 住民サービスの向上のために、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 活動団体と町の役割分担が明確かつ妥当で、協働による相乗効果が期待できる事業
- (4) 活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等が十分に発揮される事業
- (5) 予算の見積り等が適正で、活動団体と町が協働して実施することができる事業であること
- (6) 多くの住民が関わりを持つなど、住民や地域の協働意識の醸成が期待できる事業
- (7) 協働事業の実施年度において、町の他の制度による補助金等を受けていない事業

次のいずれかに該当する事業は、協働事業の対象とはなりません。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治又は選挙活動を目的とするもの
- (4) 提案のみを内容とするもの
- (5) 施設等の建設又は整備を主たる目的とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの

5 実施期間

協働事業の実施期間は、単年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）となります。ただし、希望する場合は、毎年度応募し審査の上、3年間を限度に継続することができます。

6 提出期間・提出書類

協働事業の提案は、8月1日（金）から8月29日（金）までに住民協働課に必要な書類を添えて提出をしてください。提出書類は、住民協働課、町民活動サポートセンター、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザで配布します。また、町のホームページからもダウンロードできます。

提出書類

協働事業の提案に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 提案型協働事業提案書 ……………（第1号様式）
 - (2) 提案型協働事業企画書 ……………（第2号様式）
 - (3) 提案型協働事業収支予算書 ……………（第3号様式）
 - (4) 町民公益活動団体の概要書 ……………（第4号様式）
 - (5) 町民公益活動団体の会則等
 - (6) 町民公益活動団体の前年度収支決算書
 - (7) 会員名簿 など
- （※ (5)、(6)、(7)は任意の様式です。）

7 事業の協議

提案団体と町の事業担当課は、提案された協働事業について、事業内容の精査や役割分担などの協議を行います。

事業担当課との協議で、提案内容に変更が生じた場合、提案書等を修正していただくことがあります。協議期間内に協働事業とするための課題整理ができない場合には、審査部会に進むことはできません。

協議の内容

提出された提案書等に基づき、現状・課題・目的を共有し、対等な関係をもって、事業の必要性、行政との協働の必要性、事業実施上の課題、実現可能性、採用する手法、役割分担などを協議し、協働事業に仕立てます。

8 町の負担経費

協働事業に係る経費のうち、町が負担する経費は次のとおりです。

町が負担する経費の総額に限度額は設定していませんが、事業担当課との協議の中で、適正額を調整します。また、経費負担の生じないもの、少額の事業も対象となります。

なお、事業の中止や余剰金が発生した場合には、町へ返還していただきます。

項 目	対象となる経費（対象外経費）
人 件 費 （報酬・謝金）	・外部講師・指導者等へのお礼 など <対象外> ・商品券等金券の購入代金 ・活動の実施者（活動団体の構成員）の人件費
交 通 費	・外部講師・指導者等の活動場所（会議含む）までの交通費や宿泊費等の実費 など <対象外> ・参加者や実施者の交通費や宿泊費、出張先での食事代 など
消耗品費等	・会議資料、活動資料、パンフレット・ポスター等の用紙代、材料費 など ・原材料費（事業実施のために必要不可欠と認められる食品材料費 など） <対象外> ・備品購入費
印刷製本費	・事業の募集案内、パンフレット・ポスター、資料等の複写代や冊子等の印刷製本費 など
使用料及び賃借料	・施設、会議室、機械・器具・備品等の賃借料等やバス借上料 など <対象外> ・団体の事務所等の賃借料や団体が自ら所有している施設等の賃借料
通信運搬費	・募集案内、会議資料、活動資料、備品等を送付するための送料・運搬費 など <対象外> ・団体の事務所等の電話回線料、インターネット接続経費 など
食 糧 費	・講師への昼食代等事業実施に不可欠なもの <対象外> ・会議、講演会等の茶菓子代、飲食代
そ の 他	・保険料（イベント等の来場者保険、外部講師・指導者等が加入する損害賠償保険料 など） <対象外> ・講師を招いて講演会やイベント等を実施するだけの事業 ・他の団体が主催する講演会参加費等、団体の受益性が高い事業 ・団体の事務所等を維持するための経費や団体の経常的な活動に要する経費（事務所の光熱水費等）

9 審査及び決定

提案団体と町との協議がととのった提案事業は、愛川町町民参加推進会議協働事業審査部会に付議し、書類審査や公開ヒアリングなどの審査を行います。

協働事業の採否は、審査部会による審査結果を踏まえて町長が決定します。（正式な決定は、予算確定後になります。）

審査基準は、次のとおりです。

審査項目		評価のポイント
事業の内容	①公益性	不特定多数の住民の利益の増進に寄与するなど、公益性の高い事業であるか。
	②目的・成果設定	事業を行うことにより達成しようとする目標や成果は明確になっているか。
	③発展性・普及性	提案事業に発展性や普及性があり、事業内容が将来的に継続して行われるか。
協働の必要性	④必要性	課題解決のために協働という手法が必要とされているか、また住民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等が活かされた事業であるか。
	⑤協働の効果	課題解決のために協働を行うことによって、相乗効果や波及効果が期待できるか。
	⑥役割分担	提案団体と町の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。
事業の実現性	⑦実現性	事業を計画どおりに実施することが可能であるか、法的に実現が可能であるか。
	⑧費用の妥当性	適切な費用の積算となっているか。
	⑨実施能力	提案団体には、事業を遂行する能力があると認められるか。
⑩協働意識の醸成		提案事業は、多くの住民が関わりを持つなど、町民や地域の協働意識の醸成につながるか。

※上記10項目について、各5点満点で採点します。（総評点50点満点）

評価	特に優れている	優れている	普通	あまり良くない	良くない
点数	5	4	3	2	1

※審査員としての最終的な採否は、審査員の合計総評点で決定します。

※合計総評価点の平均が30点未満又は過半数の審査員が30点未満の評価をした事業は、不採用となります。

10 事業の実施及び実績報告

採用された協働事業は、事業実施にあたっての基本事項、役割分担、経費負担などを明示した協定書を締結し、着手します。

協働事業の中間時期には、住民協働課が当該事業の進捗状況についての確認を行います。進捗状況によっては、必要に応じて活動団体と事業担当課による意見交換を行い、改善を図ります。

また、事業終了後、活動団体は、必要書類を添えて、指定の期日までに実績報告書類等を提出していただきます。なお、事業実施の翌年度に事業実績報告会等での報告を行っていただく場合があります。

提出書類

協働事業の実績報告に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 提案型協働事業実績報告書 …（第7号様式）
- (2) 提案型協働事業収支決算書 …（第8号様式）
- (3) 領収書の写し
- (4) 記録写真 など



提案型協働事業（住民提案型）に係る Q&A

Q1 協働とは何ですか。

町民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者・企業や市町村・県などが、公共の利益の増進を図るための共通の目的に向かって、役割や責任を分担し、対等な対場で連携・協力し、相乗効果を上げていくことを言います。

Q2 協働事業の費用負担は誰が行うのですか。

事業に係る経費負担は、P8の対象経費について、町が負担します。対象外の経費については、活動団体や参加者負担金などで充てていただきます。

Q3 提案内容について限定はありますか。

教育、福祉、環境、防災など町内の公共的な課題解決を図る事業であれば、提案の分野は問いませんが、町が担当する事業に係るものに限ります。

Q4 収入が見込まれる事業は対象となりますか。

受講者負担金など妥当であると判断される場合は、対象となりますが、収入は必要経費に充てていただきます。なお、余剰金が発生した場合は、町からの負担金について、差額分を返還していただきます。

Q5 町はどのような役割を担っていただけますか。

事業を行うための経費負担のほかに、広報や町ホームページへの掲載、関係機関との連絡調整といったことも行います。

Q6 この制度は継続して実施することは可能ですか。

単年度事業が原則となりますが、毎年度応募し審査の上、3年間を限度に継続することができます。その後も協働して実施していくことが必要であると認められる事業については、通常の事業と同様に担当課で予算を確保し協働事業として実施していくこととなります。

Q7 事業費が少額又はかからない事業について、提案は可能ですか。

事業費が少額又はかからない事業であっても提案は可能です。

Q8 事前準備費用として、事業実施年度の4月以前に支出した経費は対象となりますか。

事業実施年度は、4月1日からとなっていますので、それ以前の予算執行は事業の対象にはなりません。

Q9 1 団体で複数の提案はできますか。

複数の提案も可能ですが、事業が関連する場合には、1つの事業にまとめて提案してください。

Q10 協働事業審査部会の実施する審査について教えてください。

愛川町町民参加推進会議協働事業審査部会は、公募委員や学識経験者など、5名で構成されています。

審査部会では、まず提案団体から提出いただいた提案書等についての書類審査（現地調査を実施する場合もあります。）を行い、内容の把握と審査の方向性について協議します。

公開ヒアリングは、1事業ごとに事業内容の質問を行い、その上でP9の審査基準に基づいて審査を行います。

ヒアリング終了後に、審査結果を取りまとめ、町長へ報告します。

Q11 協働事業の事業費に係る上限額はありますか。

協働事業の実施にあたっての上限額は設定していませんが、事業担当課と適正額を協議・調整することになります。事業費が高額となる可能性がある場合は、事業担当課や住民協働課との十分な調整が必要となります。

Q12 事業を外部委託する場合などは、対象となりますか。

事業内容によりますが、事業のほとんどを外部委託してしまうなど、活動団体が実施主体としての機能を失う場合は対象外となります。

この Q&A に書かれていなくて分からないことがあったら、役場の住民協働課まで問い合わせてくださいね！

●問い合わせ先

愛川町 総務部 住民協働課 協働推進班

〒243-0392

神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1

電話：046（285）6937（直通）

F A X：046（286）5021

Eメール：kyoudou@town.aikawa.kanagawa.jp



提出書類記載例

提案型協働事業提案書（令和8年度実施事業）

令和7年〇月〇〇日

愛川町長 殿

団体名 愛川〇〇〇の会

住 所 愛川町角田〇〇-〇

代表者氏名 協 働 進

電 話 046-285-〇〇〇〇

愛川町提案型協働事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり提案します。なお、この提案書及び添付書類については、代表者の氏名を除く個人情報以外の情報は、公開することを承諾します。また、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、この提案書に記載された情報を神奈川県警察本部に町が照会することについて、異議ありません。

1 提案事業の名称	〇〇〇〇〇〇〇事業	事業の内容や目的を端的に表す、わかりやすい名称としてください。
2 提案事業の概要	〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇。 ①現状と課題、②事業の目的、③解決方策、④事業の効果と展望などを250字以内に簡潔にまとめ、記入してください。（詳しくは、第2号様式の「企画書」に記入していただきます。） 次年度以降継続して実施を予定する場合でも、単年度の事業期間を記入してください。	
3 事業期間（予定）	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
4 事業総額	〇〇〇, 〇〇〇 円	団体の負担分も含めた単年度の事業費の総額を記入してください。
5 町に求める負担金	〇〇〇, 〇〇〇 円	次年度以降の継続希望について□にチェックしてください。
6 次年度継続	☐ 希望しない ☒ 希望する	
7 添付書類	☒ 企画書（第2号様式） ☒ 収支予算書（第3号様式） ☒ 団体の概要書（第4号様式） ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の前年度収支決算書 ☒ 会員名簿 ☐ その他参考となるもの	書類が添付されているか確認し、□にチェックしてください。「その他参考となるもの」以外は必須です。

※裏面をご覧ください。

団体要件について確認し、該当する場合は、□にチェックしてください。

1. 提案団体の要件チェック表

(団体について各項目を確認してください。該当する場合は□にチェックをしてください。1～5すべてにチェックが入らない場合は、提案できません。)

- ☑1. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- ☑2. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- ☑3. 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- ☑4. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- ☑5. 暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

事業要件について確認し、該当する場合は、□にチェックしてください。

2. 提案事業の要件チェック表

(事業について各項目を確認してください。該当する場合は□にチェックをしてください。1～7すべてにチェックが入らない場合は、提案できません。)

- ☑1. 営利を主たる目的とする事業でないこと。
- ☑2. 特定の個人又は団体が利益を受ける事業でないこと。
- ☑3. 宗教、政治又は選挙活動を目的とする事業でないこと。
- ☑4. 実施を伴わない提案を内容とする事業でないこと。
- ☑5. 施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業でないこと。
- ☑6. 公序良俗に反する事業でないこと。
- ☑7. 協働事業の実施年度において、町の他の制度による補助金等を受けている事業でないこと。

提案型協働事業企画書

提案事業の名称 (団体名)	愛川町○○○○事業 (愛川○○○の会)	
1 事業の分野 (主たる分野一つに チェックしてください)	☐①保健・医療・福祉 ☐②社会教育 ☐③まちづくり ☐④学術・文化・芸術・スポーツ ☒⑤環境保全 ☐⑥災害救助 ☐⑦地域安全 ☐⑧人権・平和 ☐⑨国際協力 ☐⑩男女共同参画 ☐⑪子どもの健全育成 ☐⑫情報化社会 ☐⑬科学技術 ☐⑭経済活動の活性化 ☐⑮職業能力開発・雇用機会 ☐⑯消費者保護 ☐⑰非営利活動支援 ☐⑱その他 ()	
2 現状と課題 (どのような現状と 課題があるのか。)	○○○○○○○、 ○○○○○○○。 事業に取り組まなければならない現状や、それに対してどのような課題があるのかを具体的に記入してください。	
3 事業の目的 (課題に対し、どの ような状態にしたい のか。)	○○○○○○○、 ○○○○○○○。 課題に対しどのような状態にしたいのか、また実施する事業によってどのように変わるのか記入してください。	
4 事業実施の スケジュール (いつ頃、どのよう なことを実施するの か。)	○○○○○○○、 ○○○○○○○。 いつ頃に、どのようなことを実施する予定かを時系列、箇条書きで具体的に記入してください。 次年度以降継続して実施したい場合は、そのスケジュール及び概算経費等も記入してください。	

5 事業の特色 (先駆性、専門性、 創意工夫など事業の 特色は何か。)	○○○○○○、 ○○○○○○。 先駆性や専門性など貴団体が事業を担う強みや 創意工夫など、事業の特色を記入してください。
6 協働の必要性 (なぜ、協働で実施 したいのか。)	○○○○○○、 ○○○○○○。 なぜ町と協働しようと考えたのか、町 と協働しなければならないことはどの ようなことなのか記入してください。
7 役割分担と 協働の効果 (提案団体と町の役 割は何か。双方にど のようなメリットが あるのか。)	①提案団体が担う役割／団体にとっての協働の効果 ○○○○○○、 ○○○○○○。 貴団体が担う役割は何なのか、何をするのか。 また、この事業を実施することで貴団体にどの ようなメリットがあるかを具体的に記入して ください。
	②町に期待する役割／町にとっての協働の効果 ○○○○○○、 ○○○○○○。 町に期待する役割は何なのか、何をしてほしい のか。 また、事業を協働することによって町や町民に どのようなメリットがあるかを具体的に記入 してください。
8 事前調査の有無 (ニーズの把握、他 市町村の例、関連法 令など調査したこと があるか。)	○○○○○○、 ○○○○○○。 提案にあたって事前に調べたこと（ニーズ調 査、参考事例、関連法令、統計データなど）が あれば記入してください。
9 事業の展望 (本制度による協働 事業終了後の方向性 や中長期の展望につ いて)	○○○○○○、 ○○○○○○。 本制度の事業期間は原則単年度（継続実施する場合は3か年度 を限度）です。本制度による協働事業が終了した後、事業はど うするのか。また事業の中長期展望について記入してください。
10 その他 (その他アピールし たい点など)	○○○○○○、 ○○○○○○。 事業への熱い思いなど、その他アピールしたい ことを記入してください。

提案型協働事業収支予算書

提案事業の名称 (団体名)	愛川町○○○○事業 (愛川○○○の会)
------------------	------------------------

= ㉖ = ㉗ となります。

事業総額 146,000 円

町の支出 106,000 円

= ㉘ = ㉙ となります。

団体の支出 40,000 円

= ㉚ - ㉙ となります。

【収入】

(単位：円)

項目	予算額	内容・説明
町負担金	㉘ 106,000	
会費	20,000	団体事業費
負担金	20,000	受講者負担金@1,000 円×1 回×20 人
収入合計	㉗ 146,000	

【支出】

(単位：円)

項目	予算額	うち町の支出分	内容・説明（単価・数量等）
人件費	8,000	8,000	講座講師お礼@8,000 円×1 人
消耗品費	5,000	5,000	会議資料 A4(500 枚)@300 円×10 個、 マジックインク 1,000 円 ポスター用紙 A3(100 枚)@250 円×4 個
備品購入費	25,000	0	デジタルカメラ購入費@25,000×1 台
印刷製本費	50,000	50,000	会議資料コピー代 A4@10 円×3,000 枚、 ポスター印刷代 A3@50 円×400 枚
使用料及び賃借料	30,000	30,000	○○会館大会議室使用料 20,000 円、 小会議室使用料@2,000×5 回
食糧費	16,000	1,000	講師昼食代@600 円+飲物@200 円×2 本、 会議賄い（お茶代）@150×5 回×20 人
保険料	12,000	12,000	参加者用保険料@600 円×20 人、
支出合計	㉚ 146,000	㉙ 106,000	町支出分と団体支出分が明確になる よう記入してください

町民公益活動団体の概要書

団 体 名		愛川〇〇〇の会
団体の所在地		〒243-0301 愛川町角田〇〇-〇
代表者氏名		協 働 進
担 当 者 連 絡 先	氏 名	愛 川 太 郎
	住 所	愛川町角田〇〇〇
	電 話	046-285-〇〇〇〇
	携 帯	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	F A X	046-286-〇〇〇〇
	メール	kyoudou.aikawa.@〇〇.〇〇
設 立 時 期		昭和・平成・令和 15年 4月 設立
構 成 員 数		25人（うち愛川町民 20人）
主な活動地域		☒ 主に町内 ☐ その他（ ）
団 体 の 目 的		〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇。
団体の活動内容 と 活 動 実 績		① 〇〇〇観察会（1回／月） ② 〇〇〇と連携した一般町民向け学習会の開催（1回／年） ③ 〇〇情報紙「愛川町の〇〇〇」を発行（2回／年） ④ 町民活動応援事業による「〇〇〇事業」の実施（平成〇〇年度）
補助金交付状況		町から他制度による補助金等を ☐ 受けている（又は受ける予定） （補助金等の名称： ） ☒ 受けていない

町と事務的な連絡ができる方をお選びください。



愛川町観光キャラクター

あいちゃん

問い合わせ先

愛川町 総務部 住民協働課 協働推進班

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1

電話：046(285)6937(直通)

FAX：046(286)5021

Eメール：kyoudou@town.aikawa.kanagawa.jp